

損害賠償及び和解に関する件

令和6年（2024年）5月17日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市白石区在住者

2 事故の概要

(1) 令和5年2月16日、札幌市立小学校において、相手方の子である同校の児童が、給食用配膳車を移動させている最中、当該配膳車と廊下の壁の間に右手中指を挟めた。

(2) これにより、相手方の子は、右中指指^{せん}尖部損傷の傷害を負い、8日間入院し、約8か月間通院するとともに、同人の衣服が汚損した。

3 損害賠償の額（内訳）

1, 344, 862円（人損分1, 341, 862円、物損分3, 000円）

（理由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。